

千葉市新清掃工場建設工事建築工事等施工監理業務委託
公募型プロポーザル募集要領

1 目的

この要領は千葉市（以下「本市」という。）が実施する新清掃工場建設工事に係る建築工事等施工監理業務委託業者をプロポーザル方式により選定するにあたり、その応募手続き等について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

(1) 委託名

千葉市新清掃工場建設工事建築工事等施工監理業務委託

(2) 委託内容

別紙「千葉市新清掃工場建設工事建築工事等業務委託特記仕様書」のとおり

(3) 履行場所

千葉市若葉区北谷津町347番地

(4) 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

(5) 委託限度額

161,293,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(6) 業務担当課

千葉市環境局資源循環部廃棄物施設整備課整備第一班

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

TEL 043(245)5243

FAX 043(245)5667

E-mail shisetsuseibi.ENR@city.chiba.lg.jp

(7) 支払い条件

各年度払い（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

ただし、各年度の支払限度額は下記のとおりとする。

令和3年度 12,650,000円

令和4年度 34,232,000円

令和5年度 39,974,000円

令和6年度 36,784,000円

令和7年度 37,653,000円

3 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しない者であること。ただし、キについて、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条又は地方税法附則第59条による猶予制度の適用を受けている場合はこの限りではない。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

イ 当該業務の見積徴収日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者
- エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者
- オ 参加申請書提出期限の日から事業者決定日までの間に、千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和 60 年 8 月 1 日施行）又は千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和 60 年 8 月 1 日施行）に基づく指名停止措置等を受けている者
- カ 千葉市内において、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に違反している者
- キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していない者
- ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていない者
- (2) 令和 2・3 年度の千葉市測量・コンサルタント入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 過去 10 年間（平成 23 年 4 月以降）に地方公共団体（一部事務組合及び広域連合等特別地方公共団体を含む）が発注したごみ発電施設を有する一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設）の建設工事に係る施工監理業務委託を元請けとして履行した実績を有すること。
ただし、一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設）の施設規模は 1 炉あたり 50 t/日以上かつ炉構成が 2 炉以上であること。
- (4) 千葉市新清掃工場建設及び運営事業の受注者でない者、又は当該受注者と資本面若しくは人事面において関連がない者であること。
※千葉市新清掃工場建設及び運営事業の受注者は以下の企業である。
代表企業 日鉄エンジニアリング株式会社
構成員 三井住友建設株式会社
※「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう（以下同じ）。
※なお、市と参加者が本委託に係る契約をした後、本委託の実施に関して参加者から業務を受託し又は請け負うことを予定している者を協力企業とする（参加者から直接、業務を受託し又は請け負うことを予定している者に加え、協力企業から業務を受託し又は請け負うことを予定している者を含む）。協力企業は参加者としませんが、千葉市新清掃工場建設及び運営事業の受注者である者、又は当該受注者と資本面若しくは人事面において関連がある者は、本委託の協力企業になることはできない。
- (5) 千葉市新清掃工場建設及び運営事業において、当該工事の受注者から業務を受託又は請け負っていない者、当該受注者の受託者から業務を受託又は請け負っていない者、若しくは当該受注者の下請業者から業務を受託又は請け負っていない者であること。
※本委託を受注した場合、受注者及び協力企業は、千葉市新清掃工場建設及び運営事業において、当該工事の受注者から業務を受託又は請け負ってはならない。また、当該工事において、当該受注者の下請業者から業務を受託又は請け負ってはならない。

ない。

4 実施スケジュール

- | | |
|-----------------------------------|----------------------------------|
| (1) 募集要領の公表 | 令和3年6月24日(木) |
| (2) 参加申請書受付期間 | 令和3年6月24日(木)から
令和3年7月1日(木) |
| (3) 質問書の受付
(募集要領及び参加申請書に係る質問) | 令和3年6月24日(木)から
令和3年6月28日(月)正午 |
| (4) 質問書の受付
(特記仕様書及び技術提案書に係る質問) | 令和3年6月24日(木)から
令和3年7月1日(木)正午 |
| (5) 質問書の回答
(募集要領及び参加申請書に係る質問) | 令和3年6月30日(水) |
| (6) 参加資格審査結果通知 | 令和3年7月6日(火) |
| (7) 技術提案書受付期間 | 令和3年7月6日(火)から
令和3年7月14日(水) |
| (8) 質問書の回答
(特記仕様書及び技術提案書に係る質問) | 令和3年7月7日(水) |
| (9) 技術提案書のヒアリング | 令和3年7月27日(火)(予定) |
| (10) 選定結果の公表 | 令和3年8月5日(木)(予定) |

5 参加申請

参加を希望する者は、次の必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

①	参加申込書	様式第1号
②	資本関係又は人的関係に関する誓約書	様式第2号
③	参加者の同種業務実績	様式第3号
④	主任技術者の経歴等	様式第4号
⑤	担当技術者の経歴等	様式第5-1~7号
⑥	③に掲げる業務実績を証明する書類(契約書の鑑の写し及び仕様書の写し等実績を証明する書類の写し) ④~⑤に掲げる保有資格、業務実績を証明する書類(資格者証の写し、テクリスの写し、その他資格及び業務実績を証する資料の写し等)	任意様式

(2) 提出期間

令和3年6月24日(木)から令和3年7月1日(木)まで(土日除く)。

受付時間は、午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く)。

(3) 提出部数は、各1部とする。

- (4) 提出先は、2(6)の業務担当課とする。
- (5) 提出方法は、持参又は郵送(書留郵便)とする。郵送の場合は、令和3年7月1日(木)午後5時までに必着とする。
- (6) 提出書類記入上の留意事項
 - ア 参加者の同種業務実績(様式第3号)
本要領3(3)の条件に該当する施工監理業務の業務実績を記入すること。なお、記入した業務実績については、契約書の鑑の写し及び仕様書の写し、業務が完了したことを証明する書類の写し等を添付すること。
 - ウ 主任技術者の経歴等(様式第4号)
本委託の特記仕様書2.3で定める資格及び経験を有することを証明する書類(資格者証の写し及びテクリスの写し、その他資格及び業務実績を証する資料の写し等)を添付すること。
 - エ 担当技術者の経歴等(様式第5-1号から様式第5-7号)
上記ウと同様とする。
 - オ 上記ウ及びエに記載した技術者は技術提案書に必ず入れること。ただし、変更理由及び変更予定者について本市が認めた場合は、この限りではない。

6 内容に係る質問の受付及び回答

本募集要領及び参加申請書、特記仕様書、技術提案書の内容に関する疑義については、以下のとおりとする。

- (1) 提出書類
 - ア 募集要領及び参加申請書に係る質問書(様式第6-1号)
 - イ 特記仕様書及び技術提案書に係る質問書(様式第6-2号)
- (2) 受付期間
 - ア 募集要領及び参加申請書に係る質問書(様式第6-1号)
令和3年6月24日(木)から令和3年6月28日(月)正午まで
 - イ 特記仕様書及び技術提案書に係る質問書(様式第6-2号)
令和3年6月24日(木)から令和3年7月1日(木)正午まで
- (3) 提出方法
電子メールにて下記アドレスに送信のうえ、着信確認の電話連絡を行うこと。電子メールの件名は「千葉市新清掃工場建設工事建築工事等施工監理業務委託に関する質問(業者名を記載)」とすること。
提出先メールアドレス：shisetsuseibi.ENR@city.chiba.lg.jp
- (4) 質問に対する回答
 - ア 募集要領及び参加申請書に係る質問回答
令和3年6月30日(水)午前10時までに千葉市ホームページに掲載する。
 - イ 特記仕様書及び技術提案書に係る質問回答
令和3年7月7日(水)午前10時までに千葉市ホームページに掲載する。

7 参加資格審査結果通知

参加資格審査結果は令和3年7月6日(火)に参加申請書に記載されたメールアドレス宛てに通知する。

8 技術提案書の提出

参加資格審査結果通知を受けた者は、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

①	技術提案書鑑	様式第7号	正本1部 副本10部
②	技術提案書（業務方針及び業務実施体制）	様式第8号	正本1部 副本10部
③	技術提案書（工程計画）	様式第9号	正本1部 副本10部
④	技術提案書（管理手法）	様式第10号	正本1部 副本10部
⑤	委託限度額に対する見積額の削減率	様式第11号	1部
⑥	ヒアリング資料（スライドデータ）	Microsoft Power Point2019	CD-R 2枚
⑦	ヒアリング資料 （⑥のスライドを打ち出した紙資料）	-	10部
⑧	参考見積書	任意様式	1部

(2) 技術提案書の作成（様式第8号～10号）

文字の大きさは、10.5ポイント以上とし、必要に応じて文章を補完するために必要な図及び表等を使用し、分かりやすく簡潔に記載すること。

ア 業務方針及び業務実施体制（様式第8号）

本委託の業務方針について、以下の内容を記述すること。

- ・新清掃工場の円滑な供用開始を実現するために必要と考えられる施工監理業務に係る具体的な提案（発注者及び建設工事受注者とのコミュニケーション方法等）及び説明
- ・業務実施体制については、体制図を記載すること。

イ 工程計画（様式第9号）

新清掃工場建設工事の工程について、過去の業務実績を踏まえ下記について提案し、記述すること。

- ・各年3月に実施予定の出来高検査に向けた業務スケジュールについて
- ・令和7年度の工場の試運転に向けた業務スケジュールについて
- ・外構工事及び植栽工事に係る施工監理業務のスケジュールについて

ウ 管理手法（様式第10号）

本委託における管理手法について、以下の内容を記述すること。

- ・工程管理に係る具体的な提案及び説明
- ・品質確保に係る具体的な提案及び説明
- ・プラント設備工事及びプラント設備工事施工監理業務との調整に係る手法につ

いての具体的な提案及び説明

- (3) 提出期間
令和3年7月6日（火）から令和3年7月14日（水）まで（土日除く）。
受付時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く）。
- (4) 提出書類のうち、②～⑦には社名等の参加者が特定できる文言やロゴ等を入れないこと。社名等を記載する場合は、参加資格審査結果通知時に参加者に割り当てる色を使用すること（例：赤社）。
- (5) 提出先は、2（6）の業務担当課とする。
- (6) 提出方法は、持参又は郵送（書留郵便）とする。郵送の場合は、令和3年7月14日（水）午後5時までに必着とする。
- (7) 参考見積書（税込10%）
参考見積書（内訳書含む）を提出すること。

9 技術提案のヒアリング

技術提案書の受付後、下記のとおり技術提案に係るヒアリングを実施する。ただし、提案者数等により調整する場合がある。

- (1) 実施日時
令和3年7月27日（火）（予定）（日時は後日連絡とする。）
- (2) 出席者
配置予定主任技術者、その他計4名以内とする。
- (3) 実施方法及び留意事項
ア 時間は技術提案内容のプレゼンテーション20分、質疑応答20分の計40分とする。
イ 技術提案書等の説明は、特段の事情がない限り配置予定主任技術者が行うこと。
ウ Microsoft Power Point2019での閲覧が可能なデータ形式であること。
エ プロジェクター及びスクリーンは本市で用意するが、その他必要な機器は各者で用意すること。
オ プレゼンテーションにおいては参加者が特定できないよう、社名等を公表しないように留意すること。

10 技術提案の審査

- (1) 審査方法
選定委員による評価を行い、最高得点の提案者を優先交渉者として決定する。なお、同点の最高得点者が複数いる場合は、「担当チームの対応」の点数が高い提案者を優先交渉者とする。
- (2) 技術提案の評価基準（評価項目及び配点）は別紙1「技術提案評価基準」のとおりとする。
- (3) 得点が60点未満の場合は失格とする。

11 審査結果通知

- (1) 通知方法
審査結果は、参加申請書に記載されたメールアドレス宛てに通知するほか、千葉市ホ

ホームページに掲載する。

(2) 留意事項

審査及び選定結果に係る異議の申し立ては受理しない。

1.2 その他留意事項

(1) 契約の手続き

ア 優先交渉者から提出された見積書の金額を上限額として見積合わせを行い、契約の締結を行う。

イ 優先交渉者と契約の合意にいたらなかった場合、次点者と交渉を行う。

ウ 契約相手方は、当該契約締結のとき、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納めなければならない。ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第29条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

(2) 下記のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 提出書類の虚偽の記載がある場合。

イ 提出期限を過ぎて提出した場合。

ウ ヒアリングに欠席した場合。

エ 委託の上限額を超えた見積書を提出した場合。

オ 選定結果に影響を及ぼす不正行為があった場合。

カ ヒアリングの得点が60点未満の場合。

(3) 提出書類の取扱い

ア 提出された書類は、返却しない。

イ 提出期間を過ぎた提出書類の差し替え、追加及び削除は認めない。

ウ 提出書類は、本市の了解なく公表、使用することはできない。

(4) 参加申請書を提出後に辞退する場合は、速やかに辞退届（任意様式）を提出すること。

(5) 業務遂行に際し、技術提案書に記載された配置予定者の内容変更は認めない。ただし、変更理由及び変更予定者について本市が認めた場合は、この限りでない。

(6) その他

ア 本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。

イ 技術提案書や選定結果は、第三者から公文書開示請求があった場合、開示の対象となる。ただし、本プロポーザル選定期間中は、千葉市情報公開条例（平成12年条例第52号）第7条の規定に基づき、開示の対象としない。

ウ 本プロポーザルに関連し知り得た情報については、本市の承諾を得ることなく、第三者に漏らしてはならない。

エ 本市は技術提案書を本委託の選定以外に無断で使用しない。

オ 技術提案書の提出後、本市の判断により、ヒアリングによる内容の確認、補足資料の提出を求めることがある。

カ 技術提案書の記述が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うこととする。

キ 本プロポーザルに関して、追加すべき情報があった場合には、本市ホームページに公表する。

1.3 資料の貸出

千葉市新清掃工場建設及び運営事業の受注者が提出した事業提案書について、当該資料のデータを記録したCDを申し出に応じて貸与する。CDについては、上記2(6)の業務担当課窓口(千葉市役所本庁舎4階)又は郵送にて貸与する。貸与を希望する場合は、窓口での受け取りか郵送を希望するか記載の上、上記2(6)の業務担当課へメールで申請書を送付すること(様式自由)。

なお、資料の貸与にあたっては、下記の事項を厳守すること。

- (1) 貸与品は、貸与期間中は自己の責任で管理すること。
- (2) 貸与品の複製及び内蔵されたデータの複製は禁止する。
- (3) 貸与品は、その目的以外に使用しないこと。
- (4) 貸与品については、技術提案ヒアリング終了までに返却すること。
- (5) 自己の故意又は過失により、本市や貸与品に損害を与えた場合は一切の責任を負うこと。
- (6) 郵送による貸与を希望する場合、郵送料金は着払いとする。

1.4 参考資料について

本委託に係る参考資料について、下記のとおり添付する。

- 参考資料1 新清掃工場建設工事 工程表
- 参考資料2 建築概要・付近見取図(参考図)
- 参考資料3 全体配置図(参考図)
- 参考資料4 担当技術者の兼務の可否